

広島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十五号

広島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

広島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十三年広島県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

（平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に支給される議員報酬に関する特例措置）

- 3 平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては、第一項の規定の適用については、同項中「百分の七・五」とあるのは「百分の十五」と、「百分の五」とあるのは「百分の十」とする。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。